

会員へのお知らせ

学会会員 殿

令和7年度 学術奨励賞(JSOG Distinguished Scientific Achievement Award) 推薦および応募について

所定の実施要綱および選考に関する内規に基づき、令和7年度学術奨励賞(生殖医学, 周産期医学, 婦人科腫瘍学, 女性のヘルスケアの4部門計4名以内, 賞状と副賞)の候補者を下記の要領で推薦し, かつ応募されるようお待ちいたします。

学術奨励賞は卓越した研究業績をあげ将来を嘱望される本会会員を表彰するものであり, 受賞者は来年の総会にて表彰され, 学術講演会で講演を行っていただきます。また, 受賞者にはJOGR誌にinvited review の場が与えられます(投稿料は無料)。

被推薦者: 候補者は正会員であること。2026年3月31日時点で46歳以下であること。

推薦者:〔他薦の場合〕本学会の理事, 代議員, 地方連絡委員会委員, 大学教授

〔自薦の場合〕会員本人

推薦・応募方法:

〔他薦の場合〕推薦書(書式1)をもって1名の候補者を推薦する。学会より通知を受けた被候補者は推薦承諾書(書式2)1部, 研究内容の概要(書式3)1部, 研究業績リスト(書式4)(最近5年間の日本産科婦人科学会学術講演会における発表実績を含む), および主要英文原著論文・症例報告10編をもって応募する。

〔自薦の場合〕自己推薦書(書式1)1部, 申請書(書式2)1部, 研究内容の概要(書式3)1部, 研究業績リスト(書式4)(最近5年間の日本産科婦人科学会学術講演会における発表実績を含む), および主要英文原著論文・症例報告10編をもって応募する。

書式1, 書式2, 書式3, 書式4を学会ホームページよりダウンロードし, オンラインシステムより提出のこと。なお, 研究内容の概要(書式3)には研究業績リストに示された論文等の番号を引用して記載すること。特に主要英文原著論文・症例報告10編に関してはその番号を必ず引用して記載すること。

推薦の期間: 2025年10月1日～10月31日(必着)

2025年7月

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 万代 昌紀

「学術奨励賞実施要綱」

1) 対象

卓越した研究業績をあげた若手会員とする。

2) 受賞者

生殖医学，周産期医学，婦人科腫瘍学，女性のヘルスケアの4部門に分け，各分野1名以内とする。該当者なしの分野もありうる。

3) 賞

賞状と副賞を授与する。副賞は1名25万円とする。

4) 応募

本学会の理事，代議員，地方連絡委員会委員，大学教授の理事長への推薦(他薦)または本人の申請(自薦)とする。

5) 選考方法

推薦者，被推薦者を除く学術委員会委員より成る予備選考委員会を設け，その提案に基づき学術委員会で選考し，理事会の承認を得て決定する。

6) 表彰

総会にて表彰し，受賞者は学術講演会で講演を行う。受賞者にはJOGR誌にinvited reviewの場が与えられる(投稿料は無料)。

「学術奨励賞選考に関する内規」

1) 候補者の資格

(1) 候補者は正会員であること。

(2) 応募する年度の末日をもって46歳以下であること。

[補足説明]学術奨励賞が含意している如く，卓越した研究業績をあげ将来を嘱望される本会会員とするもので，応募する年度の末日をもって46歳以下であること。

2) 応募方法

(1) 他薦の場合

別掲の書式により，本会の理事，代議員，地方連絡委員会委員，大学教授が推薦書(書式1)を理事長に提出する。本人の推薦承諾書(書式2)，研究内容の概要(書式3)，ならびに研究業績リスト(書式4)(最近5年間の日本産科婦人科学会学術講演会における発表実績を含む)，および主要英文原著論文・症例報告10編の提出を求める。

(2) 自薦の場合

別掲の書式による自己推薦書(書式1)，申請書(書式2)，研究内容の概要(書式3)，ならびに研究業績リスト(書式4)(最近5年間の日本産科婦人科学会学術講演会における発表実績を含む)，および主要英文原著論文・症例報告10編を理事長に提出する。

(3) 応募の期間

講演が予定される学術講演会開催の前年の10月1日から10月31日(必着)とする。

[補足説明]「主要英文原著論文・症例報告10編および最近5年間の日本産科婦人科学会学術講演会における発表」は共著も含むものとする。

[補足説明]「主要研究内容の概要(書式3)」には研究業績リストに示された論文等の番号を引用して記載するものとする。特に主要英文原著論文・症例報告10編に関してはその番号を必ず引用して記載することとする。

3) 学術奨励賞予備選考委員会

(1) 委員長

委員長は学術委員会委員長が担当する。

(2) 委員

本委員会は授賞の対象となる専門分野などを勘案し、学術委員会委員長により指名される4部門各5名内外の学術委員会委員より構成される。委員の選出に当たっては、被推薦者に直接関連のある委員を避けるよう配慮する。

(3) 業務

応募締切り後、可及的速やかに本委員会を開催し、各候補者の学術奨励賞に対する適否を審議し、応募が多数の時は1部門1名以内に絞り、講演が予定される学術講演会開催の前年12月に開催される学術委員会に答申する。

4) 学術奨励賞の選考

- (1) 毎年12月頃に開かれる学術委員会においては、予備選考委員会の審議結果を受け、1部門1名以内の候補者を定め、理事会に答申する。「該当者なし」とする場合もある。

委員長および下記(2)項に規定される委員を除く委員は予備選考委員会にて候補者とされた各々の応募者が評価基準に則して学術奨励賞に該当するか否かを投票する。投票総数の3分の2以上の賛成が得られた応募者を理事会に答申する候補者とする。

- (2) 学術委員会の委員長および委員で、候補者の論文の共筆者および候補者と同一機関に所属する者は該当部門の選考には参加しない。

(3) 評価基準

選考にあたっては、研究の質の高さ、オリジナリティ、内容のインパクト、研究の一貫性、国内で行われた研究、本会への貢献度、など多面的観点から評価する。論文に関しては、応募者が筆頭演者であることを最も重視する。次いで、応募者がcorresponding authorであることを高く評価する。なお国内で行われた研究とは自機関で行われたものを指し、国内の他機関に出向して行われた研究は原則として国外で行われた研究と同等と見なす。当初は他機関で行われた研究であっても、その後自ら主体的に研究を継続できていることを評価する。